

岩手県告示第560号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成28年6月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年5月30日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 水野建設
    - イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町上有住字二反田26番地1
    - ウ 代表者の氏名 水野昌平
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第882号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、は装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年5月9日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、は装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年5月12日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 内田建設
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手県久慈市田高一丁目30番地
    - ウ 代表者の氏名 内田トシ
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第4596号
  - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年5月12日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年5月25日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 富士工機産業株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市夕顔瀬町22番29号
    - ウ 代表者の氏名 吉田英男
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第5309号
  - (3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年5月18日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年4月28日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 フルテック株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市南仙北二丁目9番10号
    - ウ 代表者の氏名 小山亥一郎
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第6606号
  - (3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年4月26日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成28年5月30日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社石川電気

イ 主たる営業所の所在地 岩手県大船渡市盛町字内ノ目1番地34

ウ 代表者の氏名 石川要司

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第7845号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年5月10日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成28年6月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 桂川建築

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡九戸村大字伊保内第2地割63番地3

ウ 代表者の氏名 桂川武志

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第9261号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年6月1日付けで建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成28年5月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社ファルコ

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市北夕顔瀬町5番20号

ウ 代表者の氏名 平山明雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第20811号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年5月30日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

。

8(1) 処分をした年月日 平成28年5月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 紺野電業

イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字長砂15番地14

ウ 代表者の氏名 紺野拓

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第90000号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年4月25日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 9(1) 処分をした年月日 平成28年5月24日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 高賢工業
- イ 主たる営業所の所在地 岩手県大船渡市立根町字田ノ上32番地7
- ウ 代表者の氏名 高橋賢二
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第90044号
- (3) 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年4月14日付けでタイル・れんが・ブロック工事業及び鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年5月30日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 鷹誠組
- イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町赤浜第3地割1番地4
- ウ 代表者の氏名 且尾誠一
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第110054号
- (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年5月30日付けでとび・土工工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 11(1) 処分をした年月日 平成28年4月26日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社はやし工業
- イ 主たる営業所の所在地 岩手県九戸郡洋野町阿子木第12地割33番地230
- ウ 代表者の氏名 林良広
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第140087号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年4月26日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 12(1) 処分をした年月日 平成28年6月6日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 下岩工務店
- イ 主たる営業所の所在地 二戸市石切所字荒瀬2番地2
- ウ 代表者の氏名 下岩清美
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第150022号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年6月2日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 13(1) 処分をした年月日 平成28年5月11日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 小笠原工務店

イ 主たる営業所の所在地 二戸市金田一丁目ノ越8番地4

ウ 代表者の氏名 小笠原利也

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第150026号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年5月2日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。